資料４

colt

第87回接続政策委員会　事業者ヒアリング資料

「ビル＆キープ方式の原則化」に係る移行期間及び移行期間における音声接続料の算定方法に関する当社の考え

Coltテクノロジーサービス合同会社
2026年11月16日

はじめに｜当社の基本的な考え

円滑かつ確実な実施には、実装に必要な前提が具体化した時点から概ね6年の移行期間が必要です

ビル＆キープ方式への移行は、単なる接続料の変更ではありません。料金請求、事業者間精算、会計、商品・料金、契約及び運用プロセスにまたがる包括的な変更です。

特に、ビル＆キープ対象呼と精算対象呼が併存することが想定されるため、両方の精算方式を扱う併存環境の構築が必要です。

利用者への影響回避

当社の法人顧客に対する安定的なサービス提供と正確な課金・精算

併存環境

B&K対象呼と精算対象呼の併存

十分な実装期間

実装に必要な前提の具体化後、概ね6年

適用日を先に固定せず、実装に必要な前提が具体化した時点から、必要な移行期間を確保することが重要です。

1. ビル＆キープ方式の原則化時期・移行期間について（1/4）

十分な移行期間が必要な理由｜変更はシステムだけではなく、複数の業務領域に及びます

精算・会計システム

料金請求、事業者間精算及び会計システムを、ビル＆キープ対象呼と従来型精算対象呼の双方に対応できる環境へ改修。グローバル共通システムへの影響確認・調整が必要

照合・監査

照合、例外処理、監査証跡及び精算差異対応を再設計。グローバルの財務・会計部門との調整が必要

事業モデル

音声サービス及び他サービスと組み合わせた提供形態の採算性、提供条件及び継続可能性を再評価。グローバルの商品・音声事業部門との調整が必要

料金設定

0AB-J、050等の料金体系、料金表及び顧客条件を見直し。グローバル・日本の営業及び料金設定部門との調整が必要

接続協定・顧客対応

接続協定を改定し、必要に応じて顧客通知・移行対応を実施。関連する契約・社内承認プロセスの見直しが必要

運用

接続類型別の運用及び新規接続手順を再構築。グローバル・日本の運用部門との調整が必要

日本単独では完結せず、商品、料金設定、財務・会計、相互接続及び運用を含むグローバル調整が必要です。

1. ビル＆キープ方式の原則化時期・移行期間について（2/4）

移行後も精算機能はなくならず、新たな併存環境が必要です

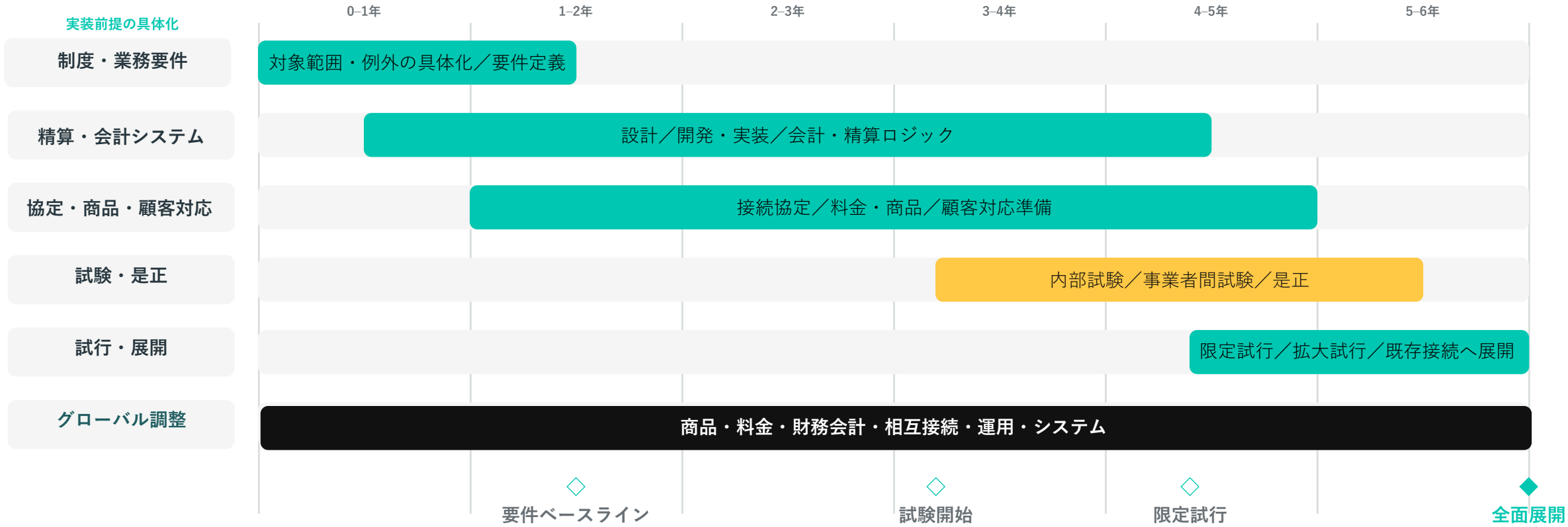
ビル＆キープ対象となる呼	判定・分岐	従来型精算が継続する呼
ビル＆キープの適用対象として確定される国内音声トラフィック 呼種・接続相手・ルートに応じて判定	呼種等の判定 二方式による精算	ビル＆キープの対象外と整理される呼種 例：国際通話、着信課金等
呼種等の判定・料金計算ロジック	二方式による精算	会計処理
照合及び監査証跡	精算差異への対応	事業者間の接続・精算試験

ビル＆キープ対象呼だけを無請求とする変更ではなく、
呼ごとに適用すべき精算方式を正確に判定・処理する仕組みが必要です。

1. ビル＆キープ方式の原則化時期・移行期間について（3/4）

移行工程｜一部工程を並行して進める場合でも、全面展開まで概ね6年を見込んでいます

工程の一部は並行実施が可能です。一方、依存関係、事業者間試験、是正、段階的展開及びグローバル調整を含むため、全体として概ね6年を見込んでいます。



6年は工程の単純な積み上げではなく、複数ワークストリームを並行して進める場合を含む、実装前提の具体化から全面展開までの全体所要期間です。

1. ビル＆キープ方式の原則化時期・移行期間について（4/4）

適用日を先に固定せず、実装前提の具体化後に十分な実装・試験期間を確保することが重要です

総務省が示している目途	実装開始に必要な前提	当社が必要とする期間
遅くとも2031年度に係る接続料からビル＆キープ方式を原則化	対象範囲・例外 精算・会計上の取扱い 事業者間の精算・試験・切替方法	実装前提の具体化後 概ね6年

グローバル調整を含む移行期間　日本固有の対応に加え、商品、料金設定、財務・会計、相互接続、運用及びシステムについて、グローバルでの調整・承認・整合性確認が必要です。

2027年半ばに実装前提が具体化 → **2033年頃に全面的な運用開始が可能**

適用日を先に固定せず、実装に必要な前提が具体化した時点から、グローバル調整を含む必要な移行期間を確保することが重要です。

2. 激変緩和措置の必要性・手法について

十分な移行期間そのものを、主要な激変緩和措置と位置付けることが適切です

十分な移行期間による効果

・事業モデル及び料金を計画的に見直せる

・システム開発及び事業者間試験の期間を確保できる

・接続協定及び顧客対応を段階的に進められる

段階的引下げによる追加負担

・複数の料率及び適用日の管理

・システム及び接続協定の反復変更

・精算、会計及び顧客対応の複雑化

追加的な段階措置については、その緩和効果と、追加コスト及び運用上の複雑性を併せて慎重に検討する必要があります。

3. ビル＆キープ方式の原則化までの音声接続料の算定方法について

移行期間中は算定方法を安定させ、ビル＆キープ対応に必要な人員・資源を集中できる環境が必要です

当社の提案 ｜移行期間に限り、現行のLRIC方式を原則として維持

・移行期間中の継続性及び予見可能性を確保

・現行の認可接続料の算定枠組みを維持

・ビル＆キープ対応と別の大規模な制度変更の同時実施を回避

・ビル＆キープの実装に必要な人員・資源を集中

慎重な検討が必要な対応｜直ちに実績原価方式へ変更

・新たな原価把握、費用配賦及び検証が必要となり得る

・ビル＆キープ対応と並行して別の制度変更を実施

・システム及び社内リソースの負担増加

・移行期間中の予見可能性を損なう可能性

接続料算定制度を追加的に複雑化せず、最終的なビル＆キープの実装に人員・資源を集中できる環境が適切です。

4. 「裁定方針」第3項におけるLRIC方式に代わる手法について

具体的な課題と制度の全体像を踏まえ、必要な代替手法を検討することが適切です

01

ビル＆キープ方式の原則化後

音声接続料についてビル＆キープ方式が原則化された後、裁定対象は基本的にデータ接続料等になると理解しています。

具体的な課題が顕在化していない接続類型についてまで、予め詳細な代替ベンチマークを設定する必要性は高くないと考えます。

02

具体的な課題が生じた場合

具体的な裁定上の課題が生じた段階で、接続類型や設備構成等を踏まえ、適切なベンチマークを検討することが合理的と考えます。

03

予めケースを設定することの弊害

将来の具体的な接続形態が明らかでない段階で多数のケースを設定することは、検討・維持コストを生じさせ、制度を不必要に複雑化する可能性があります。

04

過年度の音声接続料

過年度の音声接続料については、ビル＆キープ方式の原則化後も現行の裁定方針第3項を適用可能とする経過措置に賛同します。

新たな一般的ベンチマークを予め詳細に設定するのではなく、事業者間協議を含む制度の具体化を踏まえ、課題が生じた時点で必要なルールを検討することが、予見可能性と規制対応コストのバランスの観点から適切と考えます。

まとめ｜円滑で確実なビル＆キープ移行に向けた3つの要望

01	**適用日を先に固定せず、実装前提の具体化を起点とする**	対象範囲、例外及び精算・移行方法の具体化後に移行期間を設定
02	**実装前提の具体化後から概ね6年を確保**	グローバル調整を含め、十分な開発、試験及び段階的展開を実施
03	**十分な移行期間を主要な激変緩和措置とする**	追加的な段階措置は、追加コスト及び複雑性も含めて慎重に検討

適用日から準備期間を逆算するのではなく、実装に必要な前提が具体化した時点から安全な実装に必要な期間を確保することが、円滑な制度移行とサービスの継続性を確保する最も実効的な方法です。